（準用）

第六十五条の十一　第三条の三（第一項第三号を除く。）から第三条の五まで及び第三条の七から第三条の十三までの規定は、法第二十二条の四の登録及びその更新、漁ろう操船講習、漁ろう操船講習事務、漁ろう操船講習事務規程並びに登録漁ろう操船講習機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第二項第三号	法別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄	法第二十二条の五第一項第一号
第三条の三第二項第四号	法別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件	法第二十二条の五第一項第二号に掲げる要件
第三条の三第二項第六号	法第十七条の二第二項各号	法第二十二条の五第二項各号
第三条の四	法第十七条の二第三項第五号	法第二十二条の五第三項第四号
第三条の七	法第十七条の五	法第二十三条において準用する法第十七条の五
第三条の八	法第十七条の六第二項	法第二十三条において準用する法第十七条の六第二項
第三条の八第六号	登録海技免許講習管理者	漁ろう操船講習管理者
第三条の九及び第三条の十三	法第十七条の七	法第二十三条において準用する法第十七条の七
第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三条において準用する法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三条において準用する法第十七条の八第二項第四号
第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三条において準用する法第十七条の十二

（操縦免許の申請）

第六十六条　（略）

一～五　（略）

六　第六十九条第二号の限定（以下「特定小型漁船能力限定」という。）がされていない操縦免許を申請する者にあつては、第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類

（新設）

（操縦免許の申請）

第六十六条　（略）

一～五　（略）

六　第六十九条第二号の限定（以下「特定漁船能力限定」という。）がされていない操縦免許を申請する者にあつては、第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類